**指定事項の変更にかかる手続きについて**

**≪指定事項の変更≫**

■法人にかかるもの

**◎代表者変更**

**◎氏名又は名称変更**

**◎役員氏名変更(役員の増減を含む)**

【提出書類】

１）誓約書（様式2号）

２）指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）

３）旧指定給水装置工事事業者指定証

○添付書類

◇登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）

※**「代表者変更」**並びに**「氏名または名称変更」**の場合

◇定款又は寄付行為の写し

**◎(本社)住所変更**

**◎事業所の名称、所在地変更**(事業所の新設や閉鎖を含む)

【提出書類】

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）
2. 指定給水装置工事事業者指定証の返却
3. 旧指定給水装置工事事業者指定証

○添付書類

※**「(本社)住所変更」**の場合

◇登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）

◇定款又は寄付行為の写し

■個人にかかるもの

**◎氏名又は名称変更**

**◎住所変更**

【提出書類】

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）
2. 旧指定給水装置工事事業者指定証

○添付書類

◇登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）

【氏名又は名称の変更】

【住所(本店)の変更】

◎提出書類

１）指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）

○添付書類

・法人の場合　　登記簿謄本　（発行から3ヶ月以内）

定款又は寄附行為

・個人の場合　　住民票の写し（発行から3ヶ月以内）

※　指定給水装置工事事業者指定証の返却

【事業所の名称又は所在地の変更】

(事業所の新設や閉鎖を含む)

◎提出書類

　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）

【選任されている給水装置工事主任技術者

の氏名又は免状の交付番号の変更】

◎提出書類

　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）

※　　給水装置工事主任技術者免状の写し

【法人の代表者変更】

【法人の役員氏名変更】(役員の増減を含む)

◎提出書類

１）誓約書（様式2号）

２）指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10号）

* 登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）
* 代表者の氏名変更の場合、指定給水装置工事事業者証の返却

以上

変更のあった日から30日以内に手続きすること。

**≪給水装置工事主任技術者の選任・解任≫**

◎提出書類

１）給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式3号）

○添付書類

　給水装置工事主任技術者免状の写し（選任時）

以上

給水装置工事主任技術者が欠けてから2週間以内に新たな主任技術者を選任し届出る。

給水装置工事主任技術者を新たに選任・解任したときは遅滞なく届出る。